7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。
8　［略］

第５　［略］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店
年　月　日
金融庁長官　　殿
住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

第１　［略］
第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）
1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
［(1)・(2)　略］
(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
［(4)・(5)　略］
(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項
(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［(8)～(11)　略］
(12)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項
(13)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項
［(14)・(15)　略］
［２・３　略］

7　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。
8　［同左］

第５　［同左］

別紙様式第２号（第18条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　業　務　報　告　書
（　年　月　日から
　年　月　日まで）
銀行　　支店
年　月　日
金融庁長官　　殿
住　所
銀行　　支店
代　表　者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

第１　［同左］
第２　年　月　日現在中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）
1　［同左］
［(1)・(2)　同左］
(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）
［(4)・(5)　同左］
(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項
(7)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項
［(8)～(11)　同左］
(12)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項
(13)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項
［(14)・(15)　同左］
［２・３　同左］